

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日(月)  
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市民会館2階大会議室号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数22名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	4 戸田修司
	6 近本静信	7 本宮勇	
9 越智幹男	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆
13 越智要	14 桑田誠	15 森京典	16 新居田守
17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利	20 藤本博
21 野間義郎	22 松岡一誠	23 永井政則	24 近松安文

欠席委員数2名

5 岡林興通 8 長野健二

5. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	森 正徳
次長	二宮一成
主査	谷内義孝
主事	江頭好治

## 6. 議事

### 【農地法関係議案】

#### 議案第12号

農用地利用集積計画関係（受付番号1～309）

#### 議案第13号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号2）

#### 議案第7号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～18）

#### 議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～6）

#### 議案第9号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1）

#### 議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～13）

#### 議案第11号

農地転用事業計画変更について（受付番号1）

#### 報告第6号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～18）

#### 報告第7号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1～3）

報告第 8 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ～ 6)

報告第 9 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ～ 2)

**【年次総会関係議案】**

議案第 1 2 号

令和元年度農業委員会事業報告

議案第 1 3 号

今治市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(中見直し)」の策定について

議案第 1 4 号

令和 2 年度農業委員会事業計画 (案)

議案第 1 5 号

今治市農業委員会職員の任用等に関する規定の一部を改正する規定制定について

報告第 1 0 号

令和 2 年度農業委員会予算について

6. 議事録

会 長 ただ今から令和3年度第2回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員24名中22名の出席となっており、本会は成立しております。  
議事録署名人に1番 矢野 邦男委員、12番 竹田 清隆委員を私から指名させていただきます。

議 長 議案第12号 農用地利用集積計画関係について  
議案第13号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について  
審議に入る前に、私は議案の関係者にあたりますので、退席いたします。  
このため、議事進行は、会議規則第8条の規程により、越智職務代理者が行います。  
同じく、議案の関係者にあたる委員さんは、退席願います。  
(議長、2、3、6、11、21番)

職務代理者 事務局 それでは、議案第12号、議案第13号について、一括して事務局の説明を求めます。  
お手元の議案第12号、議案第13号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
議案第12号、議案第13号は、今治市長より令和3年5月17日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が新規98件、更新210件、転貸借1件、  
合計309件、面積は599,369.51㎡でございます。  
[通常利用権1～309] なお、議案第13号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規2  
[解除条件付1～2] 件の、面積は8,028㎡となっております。要件につきましては、市の農林振興課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。  
それぞれの小委員会でご内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、  
各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。

職務代理者 報告が終わりました。  
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。  
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全職員職務代理者 (意見、質問なし)  
それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全職員職務代理者 (異議なし)  
それでは原案どおり決定いたします。

職務代理者 ここで、退席の委員の入室を許可いたします。  
(委員入室)  
関係委員に申し上げます。議案第12号、議案第13号は、いずれも原案どおり決定となりましたので報告いたします。  
議事進行を議長と交代します。

議 長 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。  
議案第7号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は高部にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は376㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は朝倉上にある農地2筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,877㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は玉川町長谷にある農地1筆で、登記地目は田、面積は2,596㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は大西町九王にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計5,722㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は大西町九王にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は423㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は菊間町中川にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は743㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は菊間町浜にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,956㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号8] 申請地は菊間町種にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計10,317㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号9] 申請地は吉海町名にある農地16筆で、登記地目は田、畑、面積は合計4,883㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 10] 申請地は吉海町名にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計4,688㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 11] 申請地は吉海町南浦にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計5,722㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 12] 申請地は吉海町南浦にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計3,089㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 13] 申請地は吉海町津島、本庄にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計8,517㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 14] 申請地は吉海町本庄にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は735㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 15] 申請地は吉海町本庄にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,831㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 16] 申請地は吉海町仁江にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計987㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 17] 申請地は宮窪町友浦にある農地2筆で、登記地目は田、面積は合計636㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 18] 申請地は伯方町木浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は合計548㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計18件・66筆・57,646㎡については、地元委員さん1～4名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」またイの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全 員 (意見、質問なし)  
議 長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。  
全 員 (異議なし)  
議 長 それでは、原案どおり判断いたします。

議 長 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。  
議案第8号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1] 譲受人は〇〇才の農業兼公務員の者、申請地は1筆で、地目は田、面積は376㎡で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2、3] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。譲受人は〇〇才の会社役員の者、申請地は3筆で、地目は田、面積は合計4,692㎡  
で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転または、使用貸借権の設定を受けるものであります。  
なお、農地取得後における農業経営調書が申請書に添付されております。

[受付番号4] 譲受人は〇〇才の会社員の者、申請地は6筆で、地目は田または畑、面積は合計3,456㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。  
なお、農地取得後における農業経営調書が申請書に添付されております。

[受付番号5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計1,933㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号6] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は5筆で、地目は樹園地、面積は合計1,583㎡で、現在、柑橘を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
- ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
- ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
渡邊節夫委員 教えていただきたいのですが、譲受人の耕作面積が0の議案がありますが、耕作地が無くても譲受人となれるのですか？

事務局 今回譲受人の取得後における耕作面積が合計で3,000㎡を超え、下限面積要件を満たす為問題ございません。  
渡邊節夫委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 他にご意見、ご質問ありませんか。

全議員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全議員 (異議なし)

議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第11号 農地転用事業計画変更について

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案第9号は農地法第4条の規定による許可申請、第10号は農地法第5条の規定による許可申請、議案第11号は農地転用事業計画変更についてでございます。

[議案第9号 受付番号1] 申請人は石材業兼農業者1名、申請地は宮窪地区余所国の3筆で、地目は畑、面積は合計499㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。  
事業計画につきましては、申請人は、増加した農業用機材を保管する倉庫を建築するため、住宅敷地に隣接する申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件であります。第5小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[議案第10号 受付番号1] 譲受人は不動産業を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は日高地区高橋の2筆で、地目は畑、面積は合計1,049㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分

と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を使用貸借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年11月15日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は会社役員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は富田地区町谷の2筆で、地目は田、面積は合計369㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、自らが役員を務める建設会社の資材置場が不足しているため、会社に近く利便性の良い申請地を譲り受け、露天資材置場として整備し、会社に貸し付けるものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区高市の1筆で、地目は田、面積は430㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市富田支所から500m以内の農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります、家族が増え手狭で不便なことから、今後の両親の介護に備え、実家に近接する申請地を祖母から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年11月15日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号4]

譲受人は農業兼公務員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は田、面積は330㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります手狭で不便なため、耕作地と実家に近い申請地を父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区徳重の1筆で、地目は田、面積は374㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります手狭で不便なため、学校や病院等に近く生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

す。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 6]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は大西地区紺原の 1 筆で、地目は畑、面積は 370 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第 1 種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在両親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭で不便なため、耕作地と実家が近い申請地を父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 4 月 15 日で、許可日から令和 3 年 9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 7,  
8]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら 2 件、受付番号 7、8 の譲受人は同一で会社員 1 名、譲渡人は同一で農業者 1 名、受付番号 7 の申請地は吉海地区仁江の 1 筆で、地目は畑、面積は 520 m<sup>2</sup>でございます。受付番号 8 の申請地は吉海地区福田の 1 筆で地目は畑、面積は 487 m<sup>2</sup>でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 4 月 15 日で、許可日から令和 3 年 7 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 9]

譲受人は農業者 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は上浦地区盛の 1 筆で、地目は畑、面積は 100 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、上浦町に移住し農業を営んでいますが、現在借家住まいのため営農に支障をきたしていることから、耕作地に近い宅地と隣接する申請地を譲り受け、農家住宅敷地を拡張し農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 4 月 15 日で、許可日から令和 3 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 6 小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 10]

譲受人は公務員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は上浦地区井口の 1 筆で、地目は畑、面積は 106 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります。子どもの成長に伴い手狭で不便なため、父親が所有する宅地と隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅を建築し、不足する自家用車の駐車スペースを確保するため自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 11] 譲受人は無職の者1名、譲渡人は農業者1名、無職の者1名、申請地は上浦地区井口の2筆で、地目は畑、面積は合計112㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、自宅敷地が手狭で自家用車の駐車スペースが無く不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け自己用住宅敷地を拡張し、駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 12] 譲受人は農業者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は上浦地区瀬戸の1筆で、地目は畑、面積は75㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、上浦町に移住し農業を営んでいますが、自宅敷地が手狭で不便なため、住宅敷地に隣接する申請地を譲り受け自己用住宅敷地を拡張し、農業用倉庫や駐車場、自宅への進入路を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年7月10日までに事業を完了する予定となっております。なお、本件は違反案件であります。第6小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 13 議案第11号 受付番号1] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案第10号受付番号13の譲受人、議案第11号受付番号1の承継者は同一で自営業者1名、議案第10号受付番号13の譲渡人、議案第11号受付番号1の当初計画者も同一で自営業者1名、申請地は上浦地区瀬戸でございます。

議案第10号受付番号13の申請地は1筆で地目は畑、面積は584㎡、議案第11号受付番号1の申請地は既に平成27年11月27日付愛媛県指令東産(地5)第527号で転用許可を受けている土地でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅及び店舗を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、当初計画者が転用許可を受けた後、親の介護が必要となり、転用目的である簡易宿泊所の建築が困難になったものであります。今回、県外に居住している譲受人及び承継者が、自然に囲まれた場所で地場材料を活用したパン屋を開業するため、近年サイクリストや観光客が増加傾向にあるしまなみ海道沿線地域の申請地を譲り受け、自己用住宅及び店舗を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年4月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。  
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。  
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議  
全  
議  
全  
議

長  
員  
長  
員  
長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第10号 受付番号5、6については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議

長

報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

それではご説明いたします。

報告第6号は農地法第3条の3届出、報告第7号は農地法第4条届出、報告第8号は農地法第5条届出でございます。

報告第6号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は18件の届出がありました。第7号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は473㎡でありました。第8号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は6件の届出があり、合計面積は3,941㎡でありました。第7号及び第8号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第6号から第8号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第9号 令和3年4月11日、受人の転用目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
受付番号1]

[受付番号2] 令和3年4月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議  
全

長  
員

説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。

(異議なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 続きまして、  
「議案第14号 令和2年度農業委員会事業報告」及び「議案第15号 令和2年度農業委員会決算報告」以上2件を一括議題とします。  
事務局より報告をお願いします。

事務局 お手元のA4版縦型の今治市農業委員会総会議案をお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。

「議案第14号 令和2年度農業委員会事業報告」 1 農業委員会運営状況についてご説明いたします。

1) 委員数、2) 職員数において令和3年4月1日現在の状況を記載しております。

3) 会議開催状況、総会、月例総会13回、役員会7回他記載のとおりでございます。合計92回開催しております。

2ページをお願いします。

4) 令和2年度の事務取扱件数でございます。主なものの地区別数値は4ページに、農地流動化促進事業関係の審議状況については5から6ページに掲載しております。

合計2,573件、3,565,469㎡について取り扱いを行いました。

5) 農業委員活動状況、農地流動化促進活動事業結びつけ活動日数及び農地移動適正化あっせん事業あっせん日数です。

3ページをご覧ください。6) 会長及び委員の会議出席・出張状況でございます。

7ページをお開きください。3 農業委員会法第6条第1項以外の業務でございます。

農地利用集積対策、年金加入促進などを記載しております。

8ページに農業者年金の状況を記載しております。

それでは、9ページをお願いします。「4 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」でございます。

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)を掲載しています。

10ページをご覧ください。II 担い手への農地の利用集積・集約化 2 令和2年度の目標及び実績

目標は、集積目標808haに対し集積実績792haで、達成状況は98.0%です。

11ページをお願いします。III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標数は33経営体、参入目標面積は14ha、実績は参入40経営体、参入面積は17.9ha。達成状況は経営体121.2%、面積127.9%です。

12ページをご覧ください。IV 遊休農地に関する措置 2 令和2年度の目標及び活動計画

遊休農地の解消目標面積45haに対して実績-2.0haで、達成状況-4.4%となっております。

13ページをお開きください。V 違反転用への適正な対応

2 令和2年度の実績は0.8haとなっております。

14ページをご覧ください。VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

15ページにかけて農業委員会の1年間の事務量です。ご一覧ください。

16ページをご覧ください。VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、特にございませんでした。

VIII 事務の実施状況の公表等 1 総会等の議事録の公表はホームページにて公表しております。

また、この「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」については、事前に農地利用最適化推進委員さんの意見を伺っており、特に問題はございませんでした。

続きまして、17ページをお願いいたします。

「議案第15号 令和2年度農業委員会決算報告」についてご説明いたします。

2歳出から説明します。計の欄、予算額31,812,000円に対して決算額26,819,706円。

1歳入です。農業委員会交付金等特定の歳入、決算額6,307,210円。一般財源としまして、決算額20,512,416円、合計26,819,706円となっています。

以上で、議案第14号及び第15号についてのご説明を終わります。

議長 令和2年度の決算につきましては、市の監査委員の監査を受ける事になっておりますので、監査報告は省略させていただきます。  
議案第14号及び第15号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので承認することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 異議なしということで、議案第14号及び第15号以上2件につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、「議案第16号 令和3年度農業委員会事業計画(案)」について事務局より説明願います。

事務局 それでは、18ページをお開きください。「議案第16号 令和3年度農業委員会事業計画(案)」についてご説明いたします。

1 基本方針を掲げておりますのでご一覧ください。

その他、20ページまで、例年と同様の活動計画を掲げております。

21ページをお願いします。「5 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてご説明させていただきます。

昨年度見直した「今治市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の令和4年度末目標に合わせて年度計画を策定しています。

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)を掲載しています。

22ページをお開きください。II 担い手への農地の利用集積・集約化 2令和3年度の目標及び活動計画 目標は、集積面積807ha。

これは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めた目標821haを残り2年間で達成できるよう均等に割った数値です。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進 2令和2年度の目標及び活動計画 参入目標数は33経営体、参入目標面積は14ha。

これは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めた目標に合わせています。

23ページをご覧ください。IV 遊休農地に関する措置 2令和3年度の目標及び活動計画 遊休農地の解消面積、目標69ha

こちらも、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めた目標8.9haを残り2年間で達成できるよう均等に割った数値です。

V 違反転用への適正な対応 特に目標設定はありません。令和2年度末の現況を掲げております。

この「活動計画」についても、事前に農地利用最適化推進委員さんの意見を伺っており、特に問題はございませんでした。

以上で「令和3年度農業委員会事業計画(案)」のご説明を終わります。

議長 以上で説明が終わりましたが、議案第16号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので決定することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 異議なしということで、議案第16号につきまして、原案のとおり決定いたします。  
次に「報告第10号 令和3年度農業委員会予算について」を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 議案書24ページをご覧ください。  
報告第10号につきましては、既に令和3年第2回今治市議会定例会において原案どおり可決された令和3年度今治市一般会計予算の内、農業委員会に係る予算について掲げております。  
2 歳出予算計、前年度3千181万2千円に対し、本年度3千171万9千円、9万3千円の減となっております。  
通信運搬費の減等ございますが、ほぼ前年度と同じ内容の予算を確保しています。  
1 歳入は、特定財源として、予算額639万3千円、内訳は農業委員会交付金等。一般財源、2千532万6千円、合計3千171万9千円となっております。  
令和3年度農業委員会予算についての説明は以上でございます。

議長 以上で説明が終わりましたが、報告第10号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、報告第10号の報告を終わります。  
それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。  
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。

議長 【閉会后】

次回の予定について連絡します。

次回の総会ですが、24番近松委員さんからの席順となります。令和3年6月9日水曜日 午後2時00分から 今治市役所第2別館11階特別会議室3号、4号で開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、次回の総会は、そのようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。  
お疲れ様でした。